

山鹿市環境センター長期包括運営事業

審 査 講 評

令和4年 10月

山鹿市環境センター長期包括運営事業受託者選定委員会

目 次

1. 審査の目的.....	1
2. 事業の概要.....	1
(1) 事業名	1
(2) 事業実施場所.....	1
(3) 事業期間	1
(4) 対象施設	1
(5) 施設等の概要.....	2
(6) 本事業の範囲.....	3
3. 委員会.....	4
4. 落札者選定までの経緯.....	4
5. 落札者選定の手順.....	4
6. 審査結果の概要.....	6
(1) 参加資格審査.....	6
(2) 技術審査	6
(3) 価格審査	10
(4) 総合評価	10
(5) 落札者の選定.....	11
7. 総評.....	11

1. 審査の目的

山鹿市（以下「本市」という。）は、山鹿市環境センターに搬入する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、し渣・汚泥及び災害廃棄物を適正に処理し施設を長期にわたって運転管理・維持管理するために、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用し、本市と運営事業者が協力して実施する山鹿市環境センター長期包括運営事業（以下、「本事業」という。）を行うこととした。

については、本事業を行うに当たり、ごみ焼却施設の管理運営に関する専門的知識やノウハウを有する運営事業者から優れた提案を募り、価格と技術提案を総合的に評価して落札者を決定する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札を採用し、事業者を決定するものとした。

本市は、山鹿市環境センター長期包括運営事業（以下「本事業」という。）の落札者の決定に関する事項を審議するために山鹿市環境センター長期包括運営事業受託者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、本事業の落札者を選定するものとした。

2. 事業の概要

(1) 事業名

山鹿市環境センター長期包括運営事業

(2) 事業実施場所

熊本県山鹿市石 4 1 6

(3) 事業期間

本事業の実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までとする。

(4) 対象施設

本事業の対象施設は図-1 のとおりである。

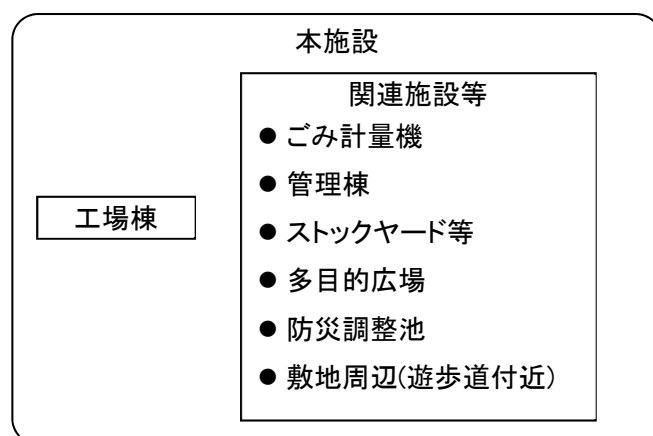


図-2 本事業の対象施設

(5) 施設等の概要

工場棟	①処理形式	間欠運転式ストーカ炉
	②施設規模	46 t/日 (23 t/16 h × 2 炉)
	③受入・供給設備	ピット&クレーン式 ごみピット容積：1000m ³ ごみクレーン：吊上荷重 3.13t、定格荷重 0.95t
	④燃焼設備	ストーカ式
	⑤ガス冷却設備	水噴射式
	⑥排ガス処理設備	排ガス減温装置＋有害ガス除去装置＋バグフィルタ
	⑦余熱利用設備	温水発生器による場内温水利用(熱回収率 10%以上を確保)
	⑧通風設備	平衡通風方式
	⑨灰出設備	バンカ貯留方式
	⑩飛灰処理設備	薬剤(キレート)処理、バンカ貯留方式
	⑪給水設備	生活用水：上水 プラント用水：井水
	⑫排水処理設備	ごみピット汚水：ごみピットへ返送後、ピット内のごみとともに 炉内処理及び炉内噴霧(炉内蒸発酸化処理) 生活排水：下水道放流 プラント排水：排水処理装置で処理後、ガス冷却噴射水として 再利用 プラントホーム排水、洗車排水：プラント排水とともに排水処理 装置で処理後、ガス冷却噴射水として再利用
関連施設等	①ごみ計量機	ロードセル式(4点支持) 数量：1基 最大秤量 30 t 最小目盛 10kg
	②管理棟	管理棟
	③ストックヤード等	屋外ストックヤード、洗車棟、車庫棟
	④多目的広場	多目的広場、付帯設備
	⑤防災調整池	防災調整池、付帯設備
	⑥敷地周辺(遊歩道付近)	敷地周辺(遊歩道付近)、遊具

※外構(構内道路・駐車場を含む)を含めて維持管理業務範囲とする。

(6) 本事業の範囲

施設	業 務 内 容
工場棟	運転管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設運転管理業務 ・搬入管理業務 ・搬出物管理業務 ・用役管理業務 ・運転管理記録作成業務
	維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・検査・補修・更新業務 ・清掃業務
関連施設等	①搬入管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホーム内での案内、指示業務（廃棄物の性状確認を含む。）
	②防災調整池 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検 ・清掃（1回/年程度、防災調整池の機能保全のために必要となる排水部廻りの清掃は毎年実施）
	③管理共同利用施設のうち対象設備（各建築設備等） <ul style="list-style-type: none"> ・点検、保守管理
	④外構施設のうち対象施設・設備（植栽物を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・点検、保守管理
共通	環境管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う環境管理業務 ・本市が行う環境管理業務への協力
	資源化促進業務 <ul style="list-style-type: none"> ・安定して適正な資源化が行われるよう回収物の品質の確保と出荷
	情報管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・運転記録報告業務 ・点検・検査報告業務 等
	安全衛生管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の安全と健康の確保 ・作業環境の管理及び作業環境管理基準の遵守 ・安全作業マニュアルの作成と周知徹底 等
	防災管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止 ・緊急対応マニュアルの作成 ・自主防災組織の整備 等

3. 委員会

落札候補者の選定のための審議及び審査は、本事業の落札者決定基準及び落札者の決定に関する事項を審議するために設置した委員会において実施した。

区 分	所属・役職	氏 名
委 員 長	熊本大学准教授	中 田 晴 彦
副委員長	熊本県立大学教授	阿 草 哲 郎
委 員	山鹿市総務部長	大 林 秀 樹
委 員	山鹿市市民部長	中 尾 雄 二
委 員	山鹿市建設部長	松 尾 正 都

4. 落札者選定までの経緯

入札公告から落札者の選定までは、以下のとおり実施した。

①	入札公告	令和4年4月18日(月)
②	募集要項の公表	令和4年4月18日(月)
③	募集要項(参加申込手続き)に関する質問の受付締切	令和4年4月21日(木)
④	募集要項(参加申込手続き)に関する質問に対する回答	令和4年4月28日(木)
⑤	募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問の受付締切	令和4年5月2日(月)
⑥	募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問に対する回答	令和4年5月16日(月)
⑦	参加申込書の受付締切	令和4年5月16日(月)
⑧	参加資格審査結果の通知(第1次審査結果の通知)	令和4年5月25日(水)
⑨	提案書及び参考見積書の受付締切	令和4年6月6日(月)
⑩	提案書及び参考見積書の審査(第2次審査)	令和4年6月21日(火)
⑪	入札参加者へのヒアリング(技術対話) (第2次審査の一環として実施)	令和4年7月8日(金)
⑫	提案書に関する改善指示の提示(第2次審査結果の通知)	令和4年7月15日(金)
⑬	提案書に関する改善指示への質問の受付締切	令和4年7月22日(金)
⑭	提案書等に関する改善指示への質問に対する回答	令和4年7月29日(金)
⑮	改善後の提案書及び入札書の受付締切	令和4年8月12日(金)
⑯	第3次審査の実施(プレゼンテーション・提案内容の得点化・入札価格の得点化・落札者の選定)	令和4年10月11日(火)
⑰	審査結果の公表	令和4年10月下旬
⑱	契約協議	令和4年10月下旬～11月
⑲	運營業務委託契約の締結	令和4年12月

5. 落札者選定の手順

施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札を採用し、「落札者決定基準」に基づき、参加資格審査(第一次審査)、提案書・参考見積書審査(第2次審査)、改善後の提案書・入札書に関する技術審査・価格審査・総合評価(第3次審査)を実施し、委員会において落札者を選定した。入札公告から事業契約締結までのフローを図-2に示す。

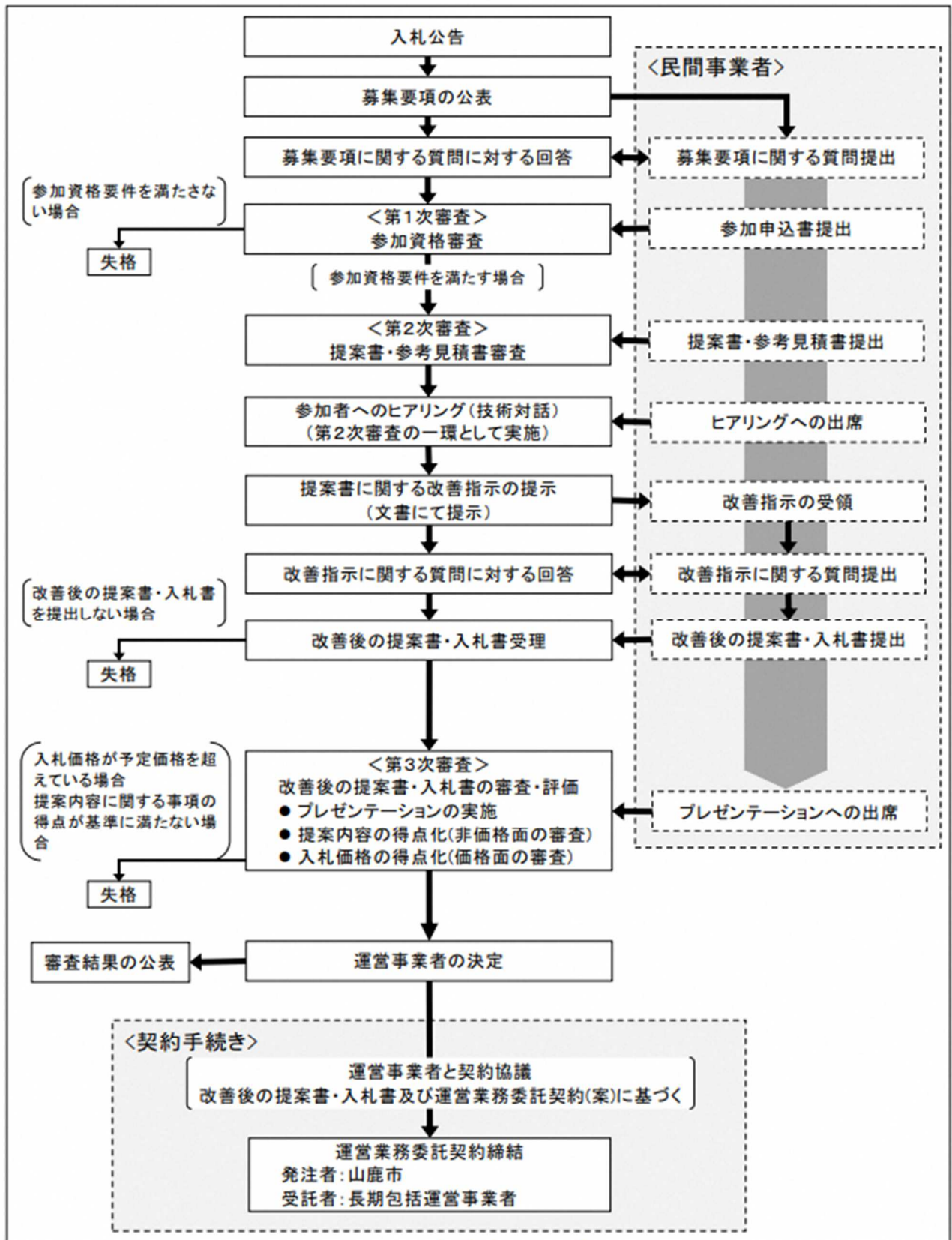


図-2 入札公告から事業契約締結までのフロー

6. 審査結果の概要

(1) 参加資格審査

参加資格審査として、応募者から提出された入札参加資格確認申請書等を基に、「入札説明書 第4章 参加者に関する事項 第2節 参加資格要件」に示された事項を満たしているかどうかの確認を行った。

参加資格審査結果は、表-1に示すとおりであり、応募のあった1社が入札参加資格を有しており、参加資格審査を合格とした。

表-1 参加資格審査結果

	参加者番号 1社
入札参加資格の有無	有り
資格審査の結果	合格

	応募者
参加者番号 1社	株式会社 川崎技研

(2) 技術審査

技術審査として、委員会は、入札参加者から提出された技術提案書の提案内容について、落札者決定基準書に示す評価方法に従って得点化し、技術評価点を決定した。

なお、技術審査にあたっては、入札参加者の技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。

技術審査にあたっては、入札参加者が提出する技術提案書のうち技術審査項目に対応する技術提案書を審査の対象とし、技術審査項目の評価は、評価項目毎に行い、評価方法は絶対評価によって技術提案の優劣を評価するものとした。

技術審査項目の評価値の算定にあたっては、委員会の審議結果に基づいて行い、次の①～③の計算に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は少数点第2位以下を四捨五入とした。

- ① 定性評価を行う評価項目については、委員会の各委員が次の五段階により評価、点数化した平均点とした。

評価段階	評価基準	得点化方法 (配点×評価率%)
S	当該評価項目において、要求水準を超える応募者独自の実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×100
A	当該評価項目において、要求水準を的確に理解し具体的・現実的な提案であり、大きな効果が期待できる。	配点×80
B	当該評価項目において、要求水準を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×60
C	当該評価項目において、要求水準に対して最低限の提案しか認められず、効果はあまり期待できない。	配点×40
D	当該評価項目において、要求水準が充分理解されておらず、提案された内容では効果が期待できない。または、要求した項目に対応した提案が認められない。	配点×0

- ② 定量評価を行う評価項目については、次の算定式により、各委員が個別に行った評価の平均値とした。なお、非価格要素提案の平均値を求める際は、小数点以下第1位(小数点以下第2位を四捨五入)を得点とした。

算定式【非価格要素提案の評価点算定式】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術提案に関する評価点} \end{array} \right) = \frac{\sum (\text{各審査項目の配点} \times \text{判断基準})}{\text{委員人数 (5名)}}$$

- ③ 評価点の算定式

②の結果をもとに、入札参加者の得点の合計を算出した。

- ④ 技術審査項目の評価値は表-3、技術評価点は表-4 に示すとおりである。

表-3 (1) 技術審査項目の評価値

審査項目		評価の視点	配点	参加者番号 1社
1. 運営管理に関する事項			600点	430.8点
1)	運営管理の基本方針に関する事項	<p>①関係法令を遵守するとともに環境の保全に努める上での業務の取り組み姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境を保全する上で重視すべき事項 <p>②施設の基本性能を発揮させ、安定かつ安全なごみ処理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に稼働させるための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の基本性能を発揮させるための基本的な方策 ●安定かつ安全なごみ処理を行うための基本的な方策 ●長寿命化を図りつつ継続的に稼働させるための基本的な方策 <p>③経済性を考慮しつつ、効率的な運営管理を行うための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済性を高めながら効率的な運営管理を達成するための方策 	65点	52.0点
2)	本事業を円滑に実施するための事項	<p>①本事業を円滑に進める上で留意すべき点を把握し、適切な対応策が提案されているか。</p> <p>②運営事業へ円滑に移行するため、運営準備期間中の3者(運営事業者、本市及び建設工事請負事業者)の連絡調整事項や方法が適切であるか。</p> <p>③建設工事の「かし担保期間中」の3者(運営事業者、本市及び建設工事請負事業者)の連絡調整事項や方法が適切であるか。</p>	65点	46.8点
3)	運営管理体制に関する事項	<p>①本事業を行うにあたって適切な全体組織体制が提案されているか。</p> <p>②本事業を行うにあたって運営事業者職員の健康管理等を考慮した有資格者、人員が適切に配置、提案されているか。</p> <p>③平常時、緊急時における本市等への連絡体制が整備されているか。</p> <p>④雇用への配慮がなされた提案であるか。</p>	55点	44.0点
4)	受付・搬入管理業務に関する事項	<p>①搬入ごみの受付・確認方法と搬入基準を満たさないごみへの対処方法が適切に提案されているか。</p> <p>②ごみ搬入時の本施設周辺への臭気の散逸を抑制するための有効な方法が提案されているか。</p> <p>③処理手数料徴収事務に関して正確に遂行する方法が提案されているか。</p> <p>④受付・搬入管理業務におけるトラブルを削減するための方策とトラブル発生時の対処方法が適切に提案されているか。</p> <p>⑤災害発生時等、本市が事前に指示する受付時間外の搬入管理に関して対応方法が提案されているか。</p>	60点	43.2点
5)	運転管理業務に関する事項	<p>①排ガス、焼却灰、飛灰それぞれのダイオキシン類の発生抑制対策について適切に提案されているか。</p> <p>②焼却条件、公害防止基準、処理水基準、粉じんに関する基準を満たせない場合の対処方法が適切に提案されているか。</p> <p>③焼却灰、飛灰、飛灰処理物の運搬費・処理処分費を抑制するため、搬出量(運搬量)を抑制する有効な運転管理方策が提案されているか。</p> <p>④経済性を考慮した用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理に関して有効な方法が提案されているか。</p>	55点	41.8点
6)	維持管理業務に関する事項	<p>①運営事業期間終了後の運転継続及び施設の長寿命化に向けた点検・検査、補修に関する考え方が適切に提案されているか。</p> <p>②本施設の運営・管理に必要な点検・検査項目が漏れなく適切に提案されているか。</p> <p>③点検・検査計画について、年間の概略工程(実施時期・頻度)がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。</p> <p>④補修の実施にあたり、予防保全、事後保全にて対応する設備機器選定の考え方がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。</p> <p>⑤定期補修工事(1号炉、2号炉、共通設備)の実施頻度ならびに時期がごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。</p> <p>⑥機器故障等について緊急を要する場合の修繕対応、機器部品・備品の調達方法について、ごみ処理の安定性・経済性の面からも適切に提案されているか。</p> <p>⑦建築設備の点検方法や点検頻度、異常発見時の対処方法が適切に提案されているか。</p>	55点	37.4点

表-3 (2) 技術審査項目の評価値

審査項目		評価の視点)	配点	参加者番号 1社
7)	環境管理業務に関する事項	①本施設の運営管理に対応した環境管理基準が設定されているか。 ②環境管理基準の設定に対する考え方、基準を遵守する方法、報告方法に関して有効な方法が提案されているか。 ③環境管理計画における測定項目、方法、頻度、時期等が適切に提案されているか。	55点	41.8点
8)	安全衛生管理業務に関する事項	①労働安全衛生管理体制が構築され、従事者の安全と健康を確保するために有効な方策が提案されているか。 ②本施設の運営管理に対応した作業環境管理基準が設定されているか。 ③作業環境管理基準の設定に対する考え方、基準を遵守する方法、報告方法に関して有効な方法が提案されているか。 ④提案する作業環境管理計画における測定項目、方法、頻度、時期等について適切に提案されているか。	55点	37.4点
9)	防災管理業務に関する事項	①災害時における二次災害防止に向けた方策について有効な内容が提案されているか。 ②緊急対応マニュアルに関する組織体制について有効な内容が提案されているか。 ③自主防災組織及び警察・消防・本市等への連絡体制が整備されているか。 ④被害を最小限に留めるための平常時の備えについて有効な内容が提案されているか。	55点	35.2点
10)	情報管理業務に関する事項	①個人情報保護を含む情報セキュリティについて有効な方法が提案されているか。 ②各報告の提出頻度・時期・項目が適切に提案されているか。 ③各種マニュアル、図面等の管理について、情報管理上有効な方法が提案されているか。	40点	25.6点
11)	その他関連業務に関する事項	①清掃管理方法について十分な提案がされているか。 ・ 搬入物や使用する資材等の敷地内外への飛散防止対策 ・ 窓清掃の計画等 ②敷地内の植栽管理について適切な計画が策定されているか。 ・ 敷地内の除草を含めた植栽管理計画等 ③搬入車両の誘導について事故防止のための有効な対策が図られているか。 ・ 年末・年始などの搬入車両が増加した場合の対処方法 ④その他本事業に必要と認められる関連業務について十分な提案がされているか。	40点	25.6点
2. 事業運営に関する事項			100点	77.2点
1)	リスク管理に関する事項	①事業におけるリスクを設定し、リスク管理に関する有効な方法や考え方が提案されているか。 ②設定したリスクに対し、事業実施上必要と考えられる保険内容が設定されているか。	30点	22.8点
2)	事業継続に関する事項	①本事業を安定的に実施していくために有効な方策が提案されているか。 ②事業運営が困難になった場合に有効な対策が提案されているか。	30点	24.0点
3)	地域経済への配慮に関する事項	①地元企業の活用など、地域経済への配慮等に関する具体的な提案がなされているか。	40点	30.4点
技術審査項目の評価値 計			700点	508.0点

表-4 技術評価点

	参加者番号 1社
技術評価点(700点満点)	508.0点

(3) 価格審査

価格審査においては、本市が入札参加者から提出された入札書に記載された入札価格が、入札書比較価格以下であることを確認した。委員会は、入札価格について以下に示す評価方法に従って得点化し、価格評価点を決定した。

価格審査は、入札参加者より提出される入札書に明記された入札価格(消費税及び地方消費税を含まない金額)について、以下に示す得点化方法により価格評価点を付与した。

なお、価格評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は少数点第2位以下を四捨五入とした。

<p>入札価格の評価点は小数第2位を四捨五入した値とする。</p> <p>(算定式) (最低入札価格 ÷ 各入札参加者の入札価格) × 【配点 300 点】</p> <p>(ア) 入札価格が得点化限度額以下の場合 評価率 100% 評価点 300 点</p> <p>(イ) 入札価格が予定価格より低く得点化限度額より高い場合 評価点 = 【配点 300 点】 × (得点化限度額 ÷ 入札参加者の入札価格)</p> <p>※ 予定価格 : 3,355,454,545 円(税抜き)、3,691,000,000 円(消費税を含む) 得点化限度額 : 2,516,590,909 円(税抜き)</p>

価格評価点は表-5 に示すとおりである。

表-5 価格評価点

	入札金額 (税抜)	価格評価点 (300 点満点)
参加者番号 1 社	3,353,803,260 円	225.1 点

(4) 総合評価

委員会は、技術評価点と価格評価点の得点を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い入札参加者を落札候補者として選定した。

総合評価点は、各入札参加者の技術評価点及び価格評価点を基に、次に示す算定式により算定した。

総合評価点は、表-6 に示すとおりである。

<p>総合評価点 (1000 点満点) = 技術評価点 (700 点満点) + 価格評価点 (300 点満点)</p>

表-6 総合評価点

	技術評価点	価格評価点	総合評価点
参加者番号 1 社 (株式会社 川崎技研)	508.0 点	225.1 点	733.1 点

(5) 落札者の選定

委員会では、落札者決定基準に基づいて公平かつ専門的な知見に基づいた審査を行い、株式会社川崎技研を落札者として選定した。

7. 総評

本事業は、山鹿市環境センターの基本性能を発揮し安定的かつ安全なごみ処理を行うこと、長寿命化を図りつつ継続的な稼働を目指すこと、経済性・効率性を両立する運営管理体制を確立すること、リスク管理及び対策を行うことにより事業継続を図ることが求められている。

また近年は、物価変動による維持管理費の上昇も生じており、限られた予算の中で、より良い運転管理・維持管理を行うことが望まれている。

本事業においては、ごみ焼却施設の運転管理・維持管理に精通する運営事業者からの応募、事業提案を受けた。応募者からの提案は、運営事業者の豊富な経験とノウハウが多分に盛り込まれた優れた内容であるとともに、応募者の本事業に対する熱意・工夫を十分に感じさせるものであった。

委員会は、落札者決定基準に基づいて厳正かつ公平に審査を行い、株式会社川崎技研を落札者として選定した。同社は、事業提案において、本事業について実践的な経験に基づく深い検討を行い、細やかで具体的な提案を行ったものと評価した。

なお、選定された同社には、提案した内容を確実に履行するとともに、本事業の重要性に鑑み、特に以下の事項への対応に努めていただきたい。

- (1) 提案された内容の具体的な運転管理・維持管理にあたっては、本市と協議の上、実施する。
- (2) 周辺地域との信頼関係の構築と地域経済の発展に配慮する。
- (3) 収集区分の変更や災害等における不測の事態においては、誠意を持って協力する。